

税務署からのお知らせ

■「簡易な方法による申告・納付期限の延長」ができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年分確定申告の申告期限（申告所得税・贈与税は令和4年3月15日（火）、消費税および地方消費税は令和4年3月31日（木））までに申告などが困難な方は、令和4年4月15日（金）までの間に、申告書余白に次のとおり記載または入力の上提出していただければ、申告書を提出した日が申告・納付期限となります。

申告書の提出方法	申告書への記載・入力方法
書面	申告書第一表右上の余白部分に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載してください。
e-Tax	【所得税・贈与税】 「送信準備」画面の「特記事項」欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。 【消費税及び地方消費税】 「納税地等入力」画面の「納税地情報」欄「建物名・号室」部分に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。
各種会計ソフト	【所得税申告書のe-Taxソフトの入力例】 所得税の申告書等送信票（兼送付書）の特記事項欄に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力してください。

■むつ税務署では、申告書作成会場を開設しています

場所：むつ市金谷2丁目6-15 下北合同庁舎3階

期間：令和4年2月1日（火）～3月15日（火）《土・日・祝日等除く》

時間：午前9時～午後5時

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※「入場整理券」の配付方法は会場での当日配付とLINEによる事前発行があります。

※「入場整理券」の配付状況に応じて、後日の来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。

※来場の際は、マスクの着用および検温の実施にご協力ください。

※37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。



国税庁
LINE公式アカウント

■令和3年分の確定申告期限と納付期限

○申告所得税および復興特別所得税・贈与税 3月15日（火）

○消費税および地方消費税 3月31日（木）

※「簡易な方法による申告・納付期限の延長」をされた方については、令和4年4月15日（金）までの間で申告書を提出した日が申告および納付期限となります。

■令和3年分確定申告分の振替日

○申告所得税および復興特別所得税 4月21日（木）

○消費税および地方消費税 4月26日（火）

※「簡易な方法による申告・納付期限の延長」をされた方の振替日については、税務署から別途お知らせいたします。

振替納税は、金融機関の預貯金口座から自動的に納税ができる大変便利な制度です。簡単な手続で利用できますので、税務署（管理運営担当）にご相談ください。

なお、既に振替納税をご利用の方は、確実に振替納付ができるよう、事前に預貯金残高をご確認ください。

■スマホで確定申告ができます

お持ちのスマートフォンを利用して、令和3年分の申告所得税および復興特別所得税の確定申告書を作成・提出できます。混雑する税務署へ足を運ぶことなく、ご自宅などから24時間いつでも手続きが可能ですので、ぜひご利用ください。スマホ専用画面から申告可能な範囲は次のとおりです。

項目	スマホ専用画面から申告可能な範囲
所得	給与所得、雑所得、一時所得 特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等） 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）
所得控除	すべての所得控除
税額控除	政党等寄附金特別控除、災害減免額
その他	予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額

【お問合せ】 むつ税務署 ☎0175-22-3294（音声ガイダンス2番）